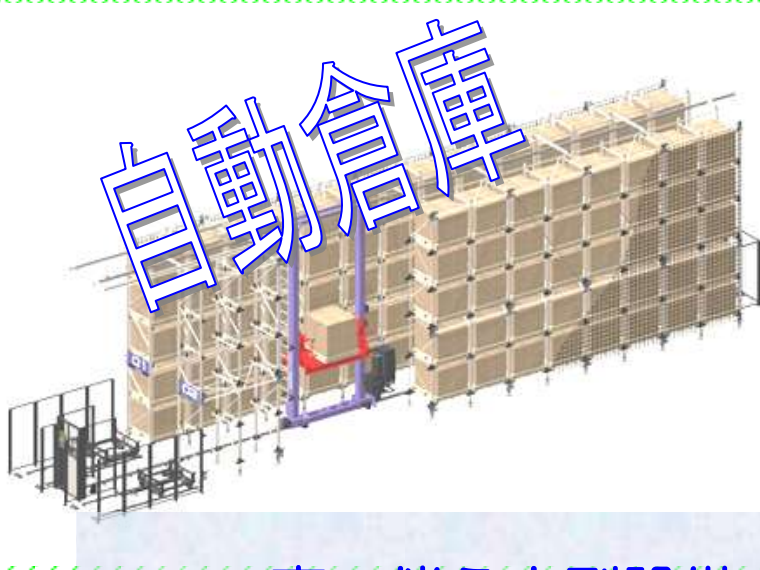


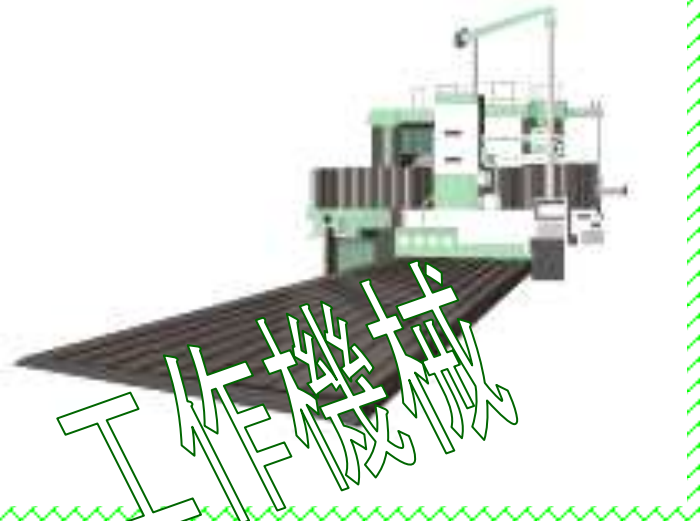
昭栄News!!

# 昭栄産業株式会社は 特定建設業「機械器具設置工事」 の許可を取得しました。

許可番号：新潟県知事許可（特-25）第44382号



自動倉庫



工作機械

工事の伴う大型設備の設置も  
今後安心して昭栄産業(株)にお任せ下さい。

現在、工作機械や空調設備等の販売は法令で「建設業許可」が必要と定義されてなく、業界内でも「曖昧」のままです。しかしながら、法解釈がかわる場合の将来を見据え、この度「建設業許可」を取得致しました。昭栄産業(株)は、お客様にとって安心できるパートナーをこれからも目指してまいります。

#### ◆特定建設業とは…

建設業許可には一般建設業許可と特定建設業許可の2種類あります。特定建設業許可とは、建設業法では「元請工事の下請を使って施工する場合にその下請代金の額が3,000万円以上になる場合、特定建設業の許可を受けていなければならない」と規定されています。

#### ◆機械器具設置工事とは…

機械器具の組立てにより、工作物を建設し又は工作物に機械器具を取付ける工事をいいます。物品として機械を販売する場合は、単なる売買契約ですら問題にならないのですが、工事付きの請負契約とみなされれば、建設業許可を意識しなければなりません。



人・技術・未来  
機械・工具・合理化関連機器の専門商社  
**昭栄産業株式会社**

新潟本社 〒950-0915 新潟市中央区徳西2丁目29番12号 ☎(025)241-6211(代) FAX(025)241-6217  
長岡支店 〒940-0897 長岡市新組町2155番地42 ☎(0258)24-2502(代) FAX(0258)24-2504